

厚生文教委員会報告書

令和3年10月21日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 中西裕康

令和3年10月21日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 教育行政についての調査研究 ① 専決処分について	継続調査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
閉会中の継続調査事件	2
1. 教育行政について	2
閉会	5

厚生文教委員会記録

招集日時	令和3年10月21日（木）		予算決算審査委員会閉会后
開議・閉議	午後2時32分	開会 ～	午後2時52分 閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催	
出席委員	委員長	中西裕康	副委員長 西上徳一
	委員	星野和也	立川 茂
		森本洋子	山本 成
		青山孝樹	藪内 靖
欠席委員		なし	
遅参委員		なし	
早退委員		なし	
列席者等	議長	守井秀龍	
傍聴者	議員	なし	
	報道関係	なし	
	一般傍聴	なし	
説明員	教育部長	石原史章	社会教育課長 兼 公民館活動課長 波多野靖成
	日生総合支所長 兼 三石総合支所長	坂本基道	
審査記録	次のとおり		

午後2時32分 開会

○中西委員長 それでは、厚生文教委員会を開会いたします。

急遽皆さんには厚生文教委員会の開会に際しましてお集まりいただきまして、ありがとうございます。

***** 教育行政についての調査研究 *****

閉会中の継続調査事件に関する調査研究、教育行政についての調査研究、専決処分についてあります。第5回臨時会の議案書の中にあります専決処分、契約解除に関わる損害賠償額の決定及び和解の報告についてが報告があるわけでありましたが、これについて執行部より説明を受けたいと思います。

○波多野社会教育課長兼公民館活動課長 本件につきましては、令和3年7月27日に契約いたしました三石ふれあいセンター前の県道側の側溝の改修工事、請負額60万5,000円についてこの契約の締結後に県に施工承認申請、それまでも県といろいろ交渉して行ってまいりましたが、施工承認の申請を行ったところ工事の範囲について市と県の間認識に相違があり修正協議を実施した結果、工事範囲の大幅な変更が必要になりまして改めて設計施工をし直す必要が生じることになり申請済みの施工承認申請を取り下げるとともに契約の相手方に対して市の都合による契約解除を行ったものでございます。その際、既に契約済みの業者が作業を始めておりました、その金額5万5,000円につきまして損害賠償の額としたものでございます。

これが細部説明等を書いてあるとおりでございまして、端的に申し上げますと三石ふれあいセンターの県道からの入り口の側溝に一部隅切りができていないところがございまして、施工後といたしますか、完了後も住民の方のほうからここを何とかしたらというお話もございまして、早速4月の終わりにそこを蓋がけあるいはグレーチングがけ等の工事をしようということで教育委員会で県と協議をしてきたのですが、その部分をずっと協議して、なおかつ契約に関しましても最終的な施工承認をいただくのに契約業者も決めてから来てくださいということもありまして早速契約したんですが、その東側にあらかじめコンクリートで入り口がある箇所がございまして。通常三石出張所のと時から車が出入りしていた東側の既に溝蓋をしてあるところまで全体的な改修計画はどうなっているんですかと、私どもも今回は1か所だけの入り口について施工承認を受けているものでありますが、そちらまで要るんですかと言いますと今溝蓋をしている、その溝蓋自体が車の重量とかに耐えられるものであるかどうか証明していただきたい、そういった証明があれば今回の施工だけで結構ですと言われまして、業者にも確認したところ、そのコンクリートで蓋をしてあるところの強度の証明についてはとてもできませんと、そういったものを証明する書類はないということで、それでは全体を含めた入り口をもう一度計画をし直してほしいという私どもと県との相違によるもので、こういった事態が起きてまいりました。

時系列的に言いますと、8月の前半に最終的に県に施工承認の申請書を提出いたしまして、お盆明けの8月17日から8月23日にかけて県と詰めをしてまいりましたが、そういった見解の

相違について受け入れてもらえず、9月の初めから業者とかかった費用についてどうするかということについて協議を重ねてまいりまして、9月15日、16日、業者側から資料をいただき総務課、弁護士と損害賠償のことについて協議を重ねまして、このほど和解が成立したものでございます。

よって、前回厚生文教委員会は9月16日だったと思いますが、まさにその協議の段階で資料をいただいたときでございましたので、9月の厚生文教委員会では報告ができなかったものであります。ただし、今回も来週金曜日の厚生文教委員会への報告を考えておりましたが、前日臨時会が開かれるということで来週の木曜日の臨時会に諮るものでございます。

○中西委員長 報告が終わりましたが、委員の皆さんの御質問はありませんでしょうか。

○立川委員 大変丁寧な御説明いただいて、この辺の工事については我々もお願いをしておったところで、これも段差があるんで何とかならないかというようなことも言っているいろいろな経緯でこうなったんでしょうけども、今教育委員会さんがお話しされましたけど、4月以降所管が変わっているとか、そういうところは大丈夫なんですか。8月1日から総合支所になっていますし、我々がお話ししても8月1日以降は総合支所とお話をしてくださいというようなお話も聞かれますが、この件に関してはまだ教育委員会さんが処理されるということの理解でよろしいんですか。それとも、もう窓口は移管されているんでしょうか。

○波多野公民館活動課長 本件につきましては、建設するときには総合的な設計を教育委員会が行ったからということで、そのときの業者も含めた県協議を行ってきたという意味で私ども教育委員会、8月からは公民館活動課のほうでここの入り口に関しては行っていくということでございましたが、今回このような結果になりまして全体の入り口の設計から見直すということで今後は三石総合支所のほうに工事はお願いするというので、今日支所長も来ておりますが、依頼済みでございます。

○星野委員 事前に、県との協議でもっと詰めた話というふうにはならなかったんでしょうか。何でこういった事態が起こってしまったのかが、ちょっと分かりにくいです。

○波多野公民館活動課長 今年に入って、この協議を最初に申し出たのは7月28日でございます。7月28日に県とここの工事ということで、この部分のみ工事をお願いしたいということで、協議を進めてまいりました。県のほうから準備すべきものというのも担当者が全てお聞きして、準備をして提出したのは8月11日ですけども、提出後県の東備地域管理課から対象でないところではあるけども東側の出入口も今回の申請に併せてどのようになっているのか施工をお願いしたいと、現時点でそこも申請しないのであれば先ほど申し上げたように既存の側溝でも車両通行に問題ない証明を出してくださいと言われたのが8月12日になってからのことでございます。事前には7月の終わりから私どもが行う工事については交渉をまいりましたが、これを言われたのが8月12日ということで、私どももそこまで整備しなくてはいけないということについては認識がなかったと言わざるを得ないかと思っております。

○**星野委員** 7月28日に1回目ですか、それ以降現地での調査とかというのは行われたりはしたのでしょうか。両者立ち会って、こういうふうに工事していくんだという話はあったのでしょうか。

○**波多野公民館活動課長** 現地のほうは当時設計を依頼していた建築事務所、それから業者が決まってからは業者、県の東備地域管理課のほうでは設計図面を出していただければということで、現地には来られていなく、見に行かれたかどうかは存じ上げませんが、図面上での交渉でよろしいということでしたので同行はされてないです。

○**星野委員** 今回のように申請書を出した後に、後出しじゃんけんじゃないですけど、こういった注文をつけてくるというのはあるもんなんですか。

○**波多野公民館活動課長** 年度末から内々に協議はしてきましたが、担当者のほうが4月になって代わったということで一から話はしてきましたが、その担当者も上司に決裁を上げたところ、これではいけないのではないかとということで右方がもう一つ追加になったと言わざるを得ないかなと私どもは思っております。

○**星野委員** 最後にしますけど、県の責任というのは一切ないんですか。そのあたりについての3階におられる弁護士資格をお持ちの方と協議とかはされたのでしょうか。

○**波多野公民館活動課長** 総務課におります弁護士とは、この問題が起こりました8月17日以降、金額のことであるとか賠償金が妥当であるかどうか、それも含めて協議は行っております。その中で、今回のことにつきましてはやはり住民のことを思い結局県のほうもこれだけ要るということで、その要ることに対して我々もすぐに回答ができない、これ以上工事を遅らせてはいけないというところから私どものほうが新たな申請を出して先に進めるほうが先決ではなからうかということで、改めて県の責任までは問わないという結論に相談した結果なった次第であります。

○**石原教育部長** 少し補足をさせていただけたらと思います。今星野委員から御指摘いただきましたように、県のやり取りの経緯を振り返る中でそういった観点からも総務課の弁護士交えての協議を行ってきたところでございます。我々教育委員会サイド、備前市といたしましても県に対していろいろ複雑な思いを抱えていることも総務課のほうにも全て現実事態の経緯をつぶさに相談をさせていただいての今回の結果というところでございます。私どもとしましても苦渋の部分というところは正直ございますけれども、そこは全ては住民の方のためにというところで少しでも前に進むような形を目指して、飲み込むところは飲み込んでという思いのところも補足をさせていただけたらと思っております。いずれにいたしましても全体的なところを改めてその証明書まで求められて、もうそれ以上の交渉を何度となく繰り返してはきたところではありますけれども、なかなか申請行為での許可というところがもう開けないという結果に対しての今回の結論というふうに御理解いただけたらと思います。

○**藪内委員** 先ほど苦渋の選択ということ言われて、相手が県ということで十分理解しますけれ

ど、これまだ賠償額が5万5,000円としやすい額であるから、それもできやすいとは思いますが、これがとんでもない額だってきちんと申請してあるのに後から、いや、右側もとか追加があって、今度それができないと言えれば証明を出しなさいと、何か県に対してちょっと納得いかないところがあるんです。市の対応はその弁護士さんと相談されているんでしょうから、もうそれ以上のことはないんでしょうけれど、何か県に対してもやもやとするものを感じますが、どうにもならないんですよね、これは。

○石原教育部長 御心配ありがとうございます。結論から申しますと、致し方ない結論かと思っております。しかしながら、当然これで終わったわけではございません。今後も改めての工事をお願いして許可をいただいて施工していくということにもなりますので、この工事に限らずきちんと我々としても踏むべき手続、プロセス、いわゆるもう言った言わないとか、そういうことでなくて我々としても逆にもうこちらから問題はないですよと、こういうことも気になります。が県のほうとしては大丈夫ですかと、もうこれで本当に許可が大丈夫ですねと、問題ないですねということを二重三重をお願いして確認をしてもう進めていきたいと思っているところでございます。ありがとうございます。

○中西委員長 よろしいですか。なければこれで終わりますけど、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは最後に、委員長のほうからこういった事案については予算書が出る前になるべく早く委員会に報告いただくようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、これで厚生文教委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時52分 閉会